

(顧 問)

- 第15条 顧問は、会長が理事会に諮って委嘱することができます。
顧問は、会長の依頼に応じて本会の運営に助言と協力を行うことができます。

第6章 機 関

(会 合)

- 第16条 本会は、次の機関を設けます。
1. 総会、2. 委員総会、3. 学級委員総会、4. 理事会、5. 総務会、6. 専門部会、7. 学年協議会、8. 地区協議会、9. 選挙管理委員会、10. 役員選考委員会、11. 規約管理委員会、12. 特別委員会

(総 会)

- 第17条 総会は、全会員によって構成し、本会の最高議決機関です。総会は定期総会と臨時総会に区分し、次のことを行います。
1. 定期総会は、年度初めに開催し、次のことを行います。
 - (1) 前年度の事業報告と決算報告の承認
 - (2) 新年度の役員の承認
 - (3) 新年度の活動方針と予算案の承認
 - (4) 規約の改廃についての承認
 2. 臨時総会は、本会の運営上重要な緊急事態が発生した場合に定期総会を待たずに開くことができます。
 - (1) 学級委員の過半数の要求があった場合
 - (2) 全会員の三分の一以上の要求があった場合
 - (3) 理事会が必要と認めた場合
 3. 総会は、会長が理事会に諮って召集します。

(委員総会)

- 第18条 委員総会は、総務、理事及び学級委員で構成し、総会に次ぐ議決機関であり、次の場合に会長が召集します。
1. 学級委員の過半数の要求があった場合
 2. 理事会が必要と認めた場合

3. 任期は、総会の日から翌年度の総会までの日とします。
4. 欠員を生じたときは、前年度総務役員の中から選出します。

第6章 運営組織

(組織)

第17条 本会の組織は次のとおりです。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 総務会
4. 学年部委員会
5. 役員選考委員会
6. 地区委員会
7. 特別委員会

(総会)

- 第18条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関です。
1. 総会は定期総会および臨時総会とし、形式は対面総会とします。
 2. 定期総会は年度当初に開催し、前年度事業報告・決算報告・会計監査報告・新年度活動方針・予算案および役員承認、規約の改廃等について審議・決定をします。
 3. 臨時総会は、第19条に規定する運営委員会が必要と認めた場合または会員の3分の1以上の要求があったときに開催します。
 4. 総会は委任状も含め、全会員の2分の1以上の出席によって成立します。
 5. 議決は委任状も含め、出席者の過半数の賛成があって成立し、可否同数の場合は議長が決定します。
 6. 議決権は、1家庭および教職員1人につき1票です。
 7. 総会の議長は、会長が前年度副会長に委嘱でき、かつその者の承諾を得た者となります。

(運営委員会)

- 第19条 総会に次ぐ議決機関として、運営委員会をおきます。
1. 運営委員会は、会長をはじめとする総務役員・学年部委員会・地区委員会・学校長および教職員代表をもって構成されます。
 2. 原則として、毎学期1回以上会長が招集し開催します。
 3. 運営委員会は、総会に提出する議案書の作成・運営各組織の連絡調整・総会で承認された事項の執行・緊急事項の審議や決定をおこないます。